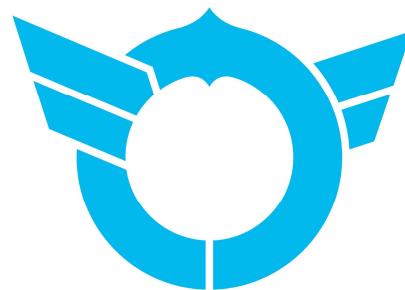


# 新興感染症等に係る医療措置協定の 締結について

令和6年1月

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課



# 医療措置協定の締結について①

## ◆ 感染症法の改正と医療措置協定

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生およびまん延に備えるため、必要な措置を講ずる。
- 県は、感染症法の改正に伴い、予防計画を改定するとともに、医療措置協定をはじめとした協定により、平時から医療機関等が実施する事項を予め締結することで、予防計画の実効性を確保する。

### 【今回締結・改定する協定】

協定名称	内容	対象機関	根拠
医療措置協定	病床の確保・発熱外来・自宅療養者等への医療提供等、 感染症患者への医療措置等の実施	医療機関 (病院・薬局、 訪問看護事業所)	感染症法第36条の3
検査措置協定	核酸検出検査等の検査体制の確保	民間検査機関等	感染症法第36条の6
宿泊施設確保 措置協定	宿泊療養施設運営のための宿泊施設の確保	宿泊療養施設	感染症法第36条の6
移送協力に 関する協定	感染症患者の移送の協力による移送体制の確保	消防本部(局) 民間移送事業者 (民救・タクシー等)	(消防機関)総務省消防庁・厚生労働省 通知 (民間移送事業者)県独自の取り組み
その他の協定	上記のほか、薬剤・医療器具の配送・食料支援物資等の確保・配 送手段の確保や関係団体との人材派遣に係る協定を予定	配送業者・小売業者 県内職能団体等	包括連携協定等、県独自の取り組み

# 医療措置協定の締結について③

## ◆ 医療措置協定の内容

- ・「自宅療養者等への医療の提供および健康観観察」の医療措置について協力いただきたい項目や要請期間、費用負担、人材育成等について記載
- ・医療措置協定については、医療機関等の管理者と協議を行い合意の上、締結

### 【医療措置協定の内容】

		医療措置					任意規定	必須規定
		病床の確保	発熱外来	自宅療養者等への医療の提供および健康観観察	後方支援	医療人材派遣	個人防護具の備蓄	人材育成
病院		○	○	○	○	○	○	
診療所	有床診療所	○	○	○	○	○	○	
	無床診療所		○	○		○	○	
訪問看護事業所				○		(○)	○	
薬局				○		○	○	
区分		第一種協定 指定医療機関	第二種協定 指定医療機関		X			

# 医療措置協定の締結について④

## ◆第二種協定指定医療機関

- ・自宅療養者への医療の提供および健康観察の協定を締結する医療機関を第二種協定指定医療機関として位置づけ

## ◆第二種協定指定医療機関の指定の要件（自宅療養者等への医療提供）

- ①所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能である。
- ②公表期間において、知事からの要請を受けて外出自粛対象に対して訪問看護を行う体制が整っている。

※第二種協定指定医療機関の指定については、開設者の同意の上、知事が実施

# 医療措置協定の締結について②

## ◆ 対応する新興感染症等

- 医療措置協定により対応する新興感染症等は以下のとおり。なお、医療措置協定による対応は新型インフルエンザ等感染症等の発生の公表期間（後述）であり、**新型コロナウイルス感染症を想定**。

### 【感染症指定医療機関の分類】

	特定感染症 指定医療機関	第一種感染症 指定医療機関	第二種感染症 指定医療機関	結核 指定医療機関	第一種協定 指定医療機関	第二種協定 指定医療機関	一般の 医療機関
一類感染症	○	○					
二類感染症	○		○	○（結核のみ）			
三類感染症							○
四類感染症							○
五類感染症							○
新型インフルエンザ 等感染症	○	○	○		○	○	
指定感染症					○	○	
新感染症	○				○	○	

### ■ 新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ・再興型インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症・再興型新型コロナウイルス感染症

（一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの）

### ■ 指定感染症

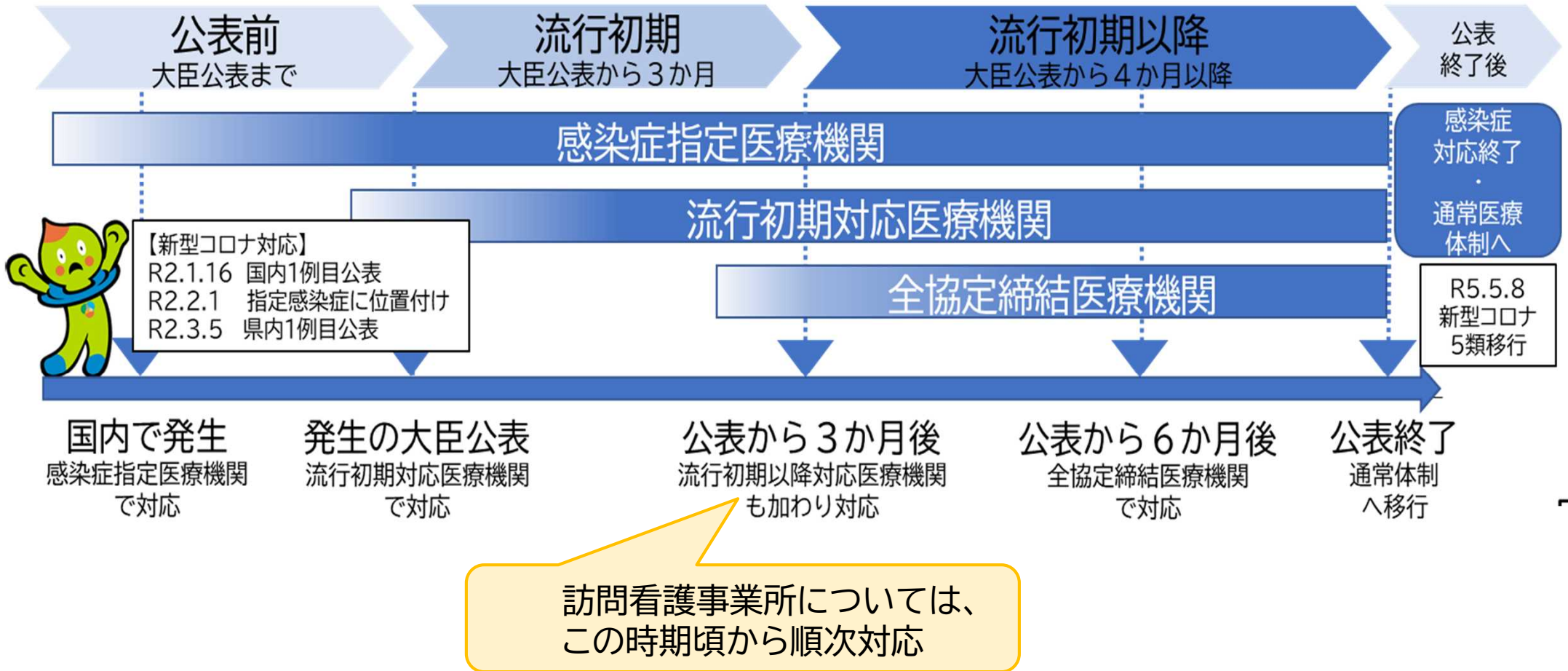
既に知られている感染性の疾病（一類・二類・三類・新型インフルエンザ等感染症以外）であって、感染症法の規定の全部または一部を準用しなければ、当該疾病のまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあるものとして政令で定めるもの。

### ■ 新感染症

人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状または治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。

# 医療措置協定の締結について⑤

## ◆協定に基づく対応時期と実施機関



## ◆想定と異なる場合

新興感染症の特性や当該感染症への対応方法を含めた最新の知見の収集状況等が事前の想定とは大きく異なる場合は、県は、国の判断を踏まえ、機動的に新興感染症への対応を行う。

# 医療措置協定の履行について①

## ◆ 医療措置協定締結後

- 改正感染症法に基づき、インターネットの利用その他適切な方法により協定の内容（事業所名や協定書に記載した医療措置の内容等）の公表を実施
- 公立・公的医療機関等については、改正感染症法に基づき、医療措置協定の内容を別途通知
- 都道府県知事が必要があると認めるときは、協定に基づく措置の実施状況等の報告（G-MISを想定）

## ◆ 医療措置協定の有効期限・変更

- 協定の有効期限は締結日から令和9年3月31日までを予定
- 協定の有効期間満了日の30日前までに、更新しない旨の申し出がない場合は、3年間更新（その後も同様）
- 協定の内容の変更については、その都度担当課と協議
- 協定指定医療機関の指定の辞退等については、1年前に申出

# 医療措置協定の履行について②

## ◆協定を履行しない場合

都道府県は感染症法等に基づく措置を行うことができる。ただし、正当な理由があればこの限りではない。

### 【感染症法に基づく措置】

- ・協定に則った対応を行うよう勧告・指示
- ・勧告に従わない場合、公表

### 【正当な理由の例】

- ・医療機関内の感染拡大等により、医療機関内の人員が縮小している場合
- ・ウイルスの性状等が協定締結時に想定したものと大きく異なり、患者一人あたりに必要となる人員が異なる場合
- ・感染症以外の自然災害等により人員や設備が不足している場合等



# 自宅療養者等への医療提供および健康観察について

協定を締結することにより、平時から訪問看護、電話/オンラインによる健康観察、訪問による健康観察等の対応可能なメニューを把握し、陽性者の体調の変化を早期に発見でき、速やかに適切な医療機関へ繋ぐことができる体制を構築する。

## 【医療措置協定の概要】

対応時期 (目途)	流行初期以降(新型インフルエンザ等感染症等)の公表が行われてから6か月以内
対応の内容 ※1は必須事項 ※2～4は任意事項	1 訪問看護(医療行為の提供有り) 2 電話による健康観察(聴覚情報のみによる方法) 3 オンラインによる健康観察(視覚情報を含む方法) 4 訪問による健康観察

### 【具体的な内容(例)】

- 訪問看護…  
酸素投与、持病の治療等
- 健康観察…  
体温の計測、咳、咽頭痛、倦怠感などの症状の聞き取り

※1 平時の利用者のみ対応可能、新規利用者の対応可能等も合わせて明記。

※2 高齢者施設、障害者施設については、施設と契約を行っているなど、対応可能な施設が決まっている場合は、施設名も併せて記載。

# 人材育成について

有事の際に迅速に対応できるよう、平時から研修や訓練を実施する。

## ◆実施内容

平時から年1回以上、研修と訓練を実施することに努める。

(国、国立感染症研究所、滋賀県等が主催する研修または訪問看護事業所で開催される研修・訓練等)

例) 次期新興感染症発生時に訪問看護事業所に求められる役割・PPEの着脱訓練等



## ◆滋賀県が主催する研修 (年1回以上の開催予定)

	研修テーマ(案)	参加方法	リーダー研修	一般研修
1日目	感染症総論、感染対策(標準予防策、経路別対策)、疾患各論	集合	○	(○)
		WEB Zoom, Youtube	—	○
2日目	サーベイランス、ゾーニング、集団発生時対応、活動報告(対策、人材育成、マニュアル作成)、事例共有	集合	○	(○)
		WEB Zoom, Youtube	—	○
3日目	手洗い実習、PPE着脱実習、おむつ交換実習、ゾーニング実地指導、意見交換もしくはラウンド	施設内研修	○	—

# 個人防護具の備蓄について

新型コロナウイルス感染症の流行時には世界的な医療用物資の需要増により、不足が生じた。

国において備蓄を進めているが、国の配送手配が整うまでの2か月分について医療機関等においても感染症患者対応・通常対応を継続できるように物資を備蓄する。

県においては、医療機関の確保で不足する量の1か月分の物資を備蓄する。

## ◆備蓄物資および備蓄量

サージカルマスク	N95マスク	アイソレーションガウン	フェイスシールド	非滅菌手袋
か月	か月	か月	か月	か月
枚	枚	枚	枚	枚(双)

※令和3・4年度を通じて使用した平均的な量を2か月分を推奨

## ◆備蓄方法等

- ・回転型
- ・優先供給でも可

## ◆支援等

現時点では、個人防護具の保管施設の整備について支援予定

# 自宅療養者等への医療提供・健康観察における全体像

平時

訪問看護  
事業所



滋賀県

- ・研修の実施または、外部機関が実施する研修に参加
- ・措置を講ずるための訓練を実施
- ・個人防護具の備蓄(任意)
- ・協定の実施状況の報告

- ・研修・訓練の実施
- ・協定の実施状況の確認
- ・協定の更新

有事

訪問看護  
事業所



要請

滋賀県

訪問看護

健康観察(別紙参照)



自宅療養者



高齢者・  
障害者施設

- ・新興感染症に関する最新の知見についての情報提供
- ・協定の実施状況の確認
- ・県の予算の範囲において協定内容の実施に必要な補助を行う(発生時に詳細を定める)

# (別紙) 自宅療養者の健康観察と生活支援について

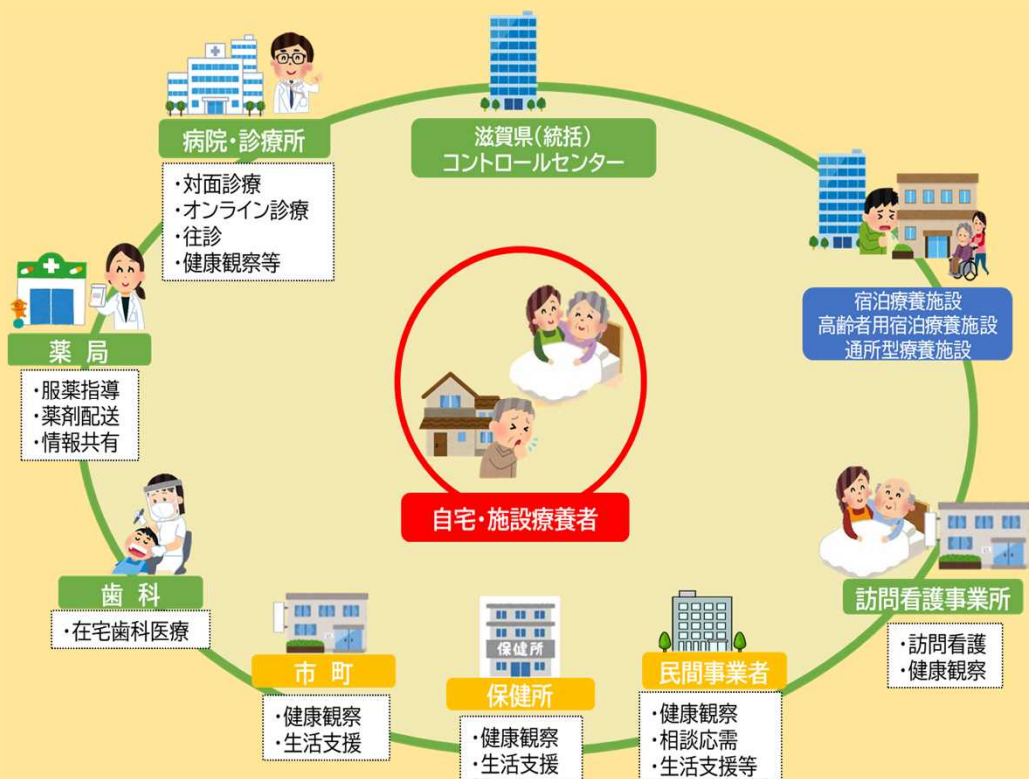
## 【健康観察体制】

保健所が重症度、重症化リスク等の評価に応じ、下の図の「健康観察の割り当ての考え方」を参考に、健康観察実施者の割り当てを行い、市町、民間事業者、医療措置協定を締結した医療機関と連携して健康観察を実施できる体制を構築する。

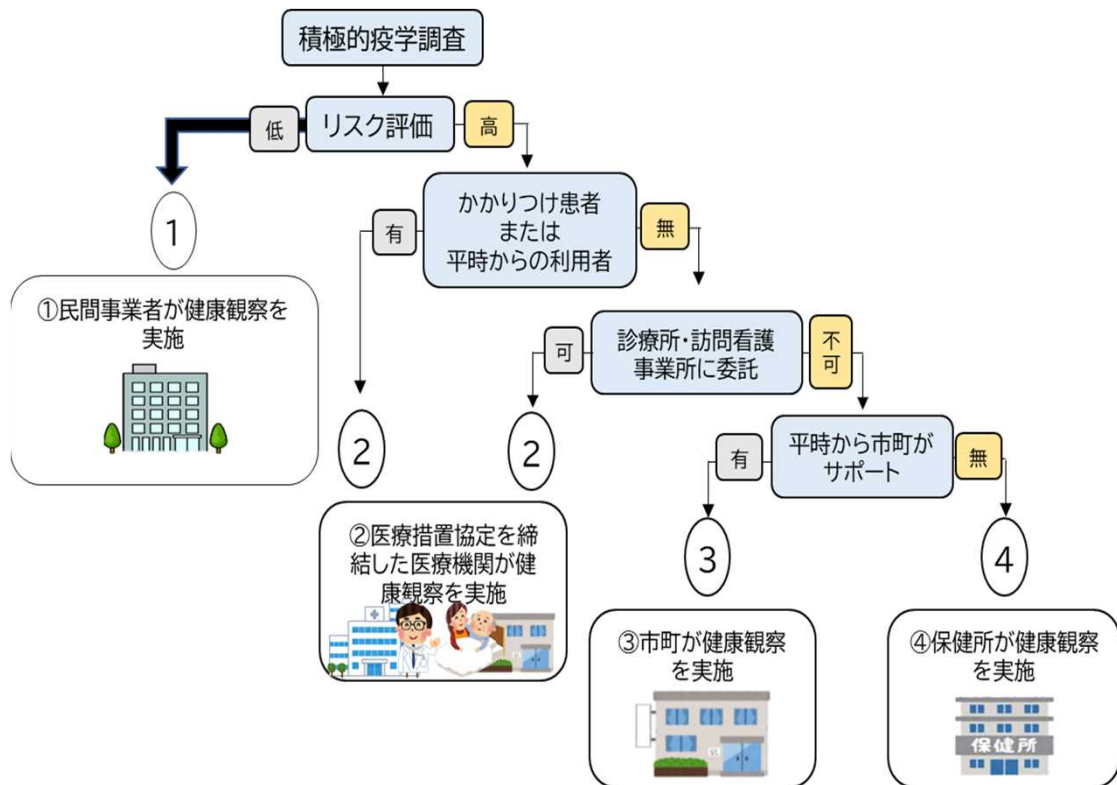
## 【生活支援】

平時から民間事業者と包括連携協定の締結等により、速やかに食料品の確保、配送ができる体制を確保するとともに、より住民に身近な立場から生活支援ができるよう市町との協力体制について協議を進める。

### ■ 体制図



### ■ 健康観察の割り当ての考え方



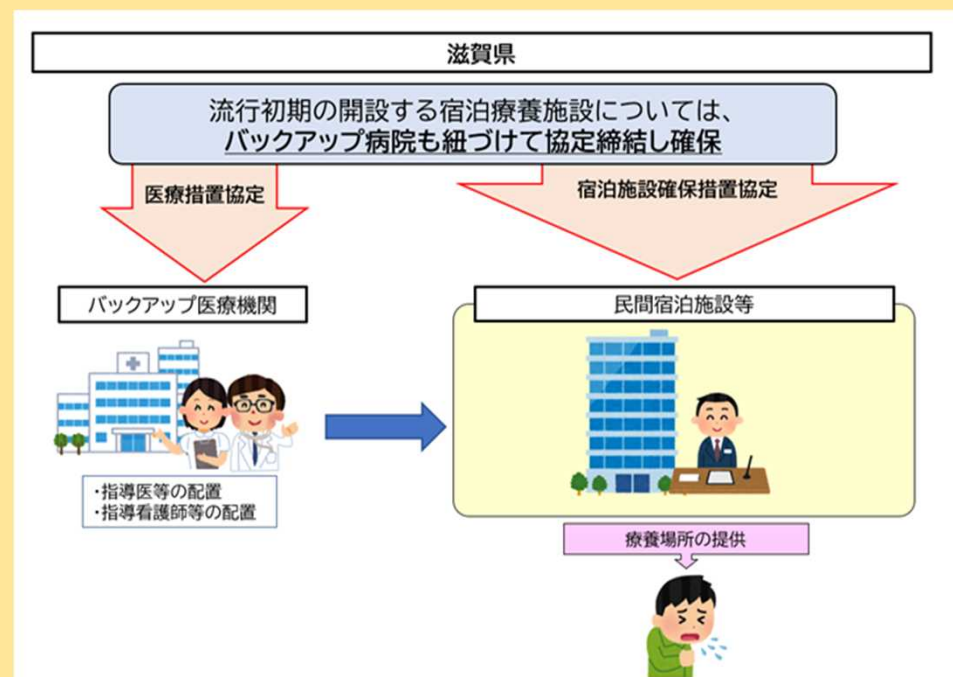
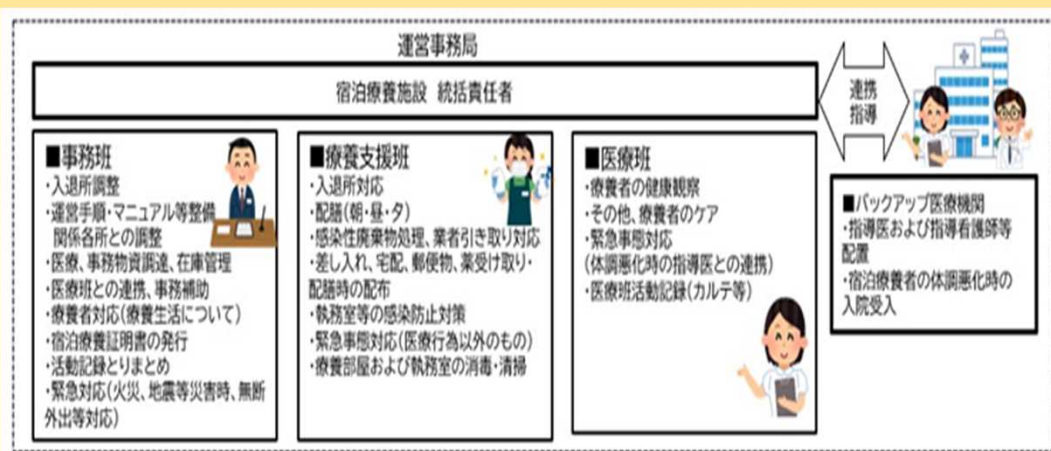
- ・宿泊療養施設および通所型療養施設(後述)として利用可能な宿泊施設を平時から協定締結により確保する。大津市内の宿泊施設については、大津市と連携し確保する。
- ・流行初期(新興感染症発生の公表後1か月以内)に療養施設として稼働する宿泊施設については、医療措置協定を締結する医療機関と紐づけ、迅速に開設できる体制を整備する。

### ■宿泊施設確保に係る目標値

対応時期 (目途)	流行初期(新型インフルエンザ等感染症等に 係る発生等の公表が行われてから1か月以内)	流行初期期間経過後(新型インフルエンザ等感染 症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以 内)
対応の内容	62室	677室

- ・平時から医療機関との協定締結による人材派遣や、民間事業者の活用等により、運営スタッフを確保する。
- ・1宿泊療養施設に対し、複数の医療機関によるバックアップ体制となるよう努める。
- ・新興感染症発生・まん延時において、介護が必要な高齢者等が日常生活動作(ADL)を維持しながら療養できる高齢者等のための宿泊療養施設を設置する。あわせてコントロールセンターに介護コーディネーターを配置し、日常生活動作(ADL)や介護度等の情報を確認し、高齢者用宿泊療養施設の療養の調整を実施する。
- ・有事に迅速に開設および運営ができるよう、平時から宿泊療養施設の運営マニュアルの整備を行う。

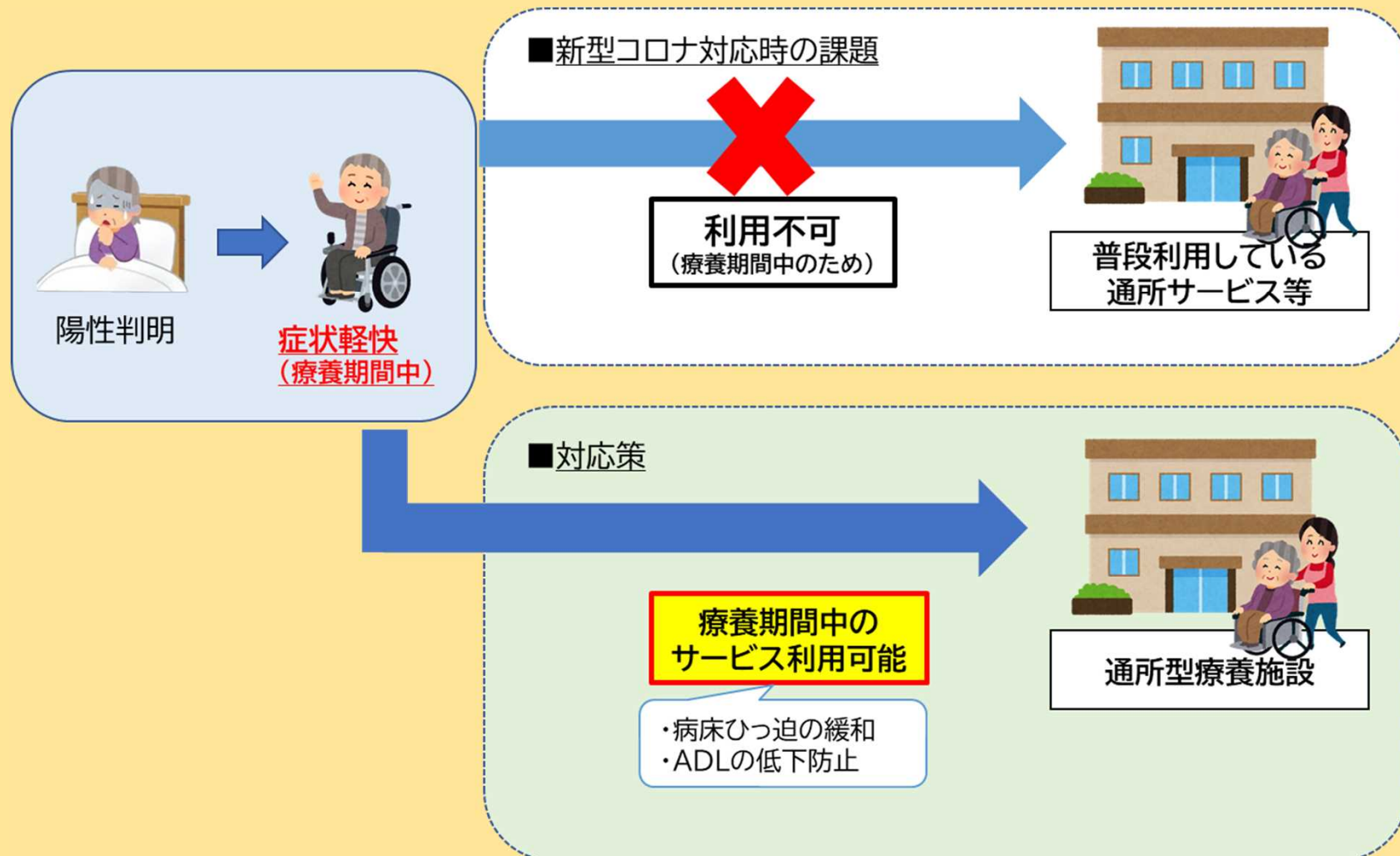
## ■体制図



通所型療養施設の設置については、感染前に利用していた介護サービスが利用できない高齢者等が療養期間中においても利用できる通所施設として運営を行う。

当施設を運営することにより、病床のひっ迫の緩和や、感染前と同じ生活を送ることによるADLの低下防止を目的とする。

## ■イメージ





# 協定締結の現状・スケジュールについて

## ◆ 協定締結見込み数

令和5年2月14日時点

年	月	概要	備考
令和5年	9月 ～12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問看護連絡協議会、訪問看護支援センターに医療措置協定について説明および協力依頼</li> <li>●県内訪問看護事業所への周知</li> <li>・リーフレットの送付</li> <li>・ホームページへの掲載</li> <li>●医療措置協定に関する意向調査の実施</li> <li>・しがネット受付サービスの活用</li> <li>●意向調査の再周知、督促等による回答率の向上</li> </ul>	<p>※協定締結意向調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・協定締結に前向きに検討56事業所</li> <li>・説明を詳しく聞きたい28事業所</li> </ul> <p>(目標値:65業所)</p>
令和6年	1月 ～3月	●意向調査の結果を踏まえ、順次協定締結の協議 (協定締結目標:24事業所)	予防計画確定 (4月～発効)
	4月 ～6月	●意向調査の結果を踏まえ、順次協定締結の協議 (協定締結目標:48事業所)	改正感染症法施行 協定締結医療機関 制度化
	7月 ～9月	●意向調査の結果を踏まえ、順次協定締結の協議 (協定締結目標:65事業所(目標値))	協定締結医療機関 厚生労働大臣報告

# 今後の手続きに関して

今後の流れにつきましては、基本的にはメールによるお手続きとなります。以下の①～⑦の手順となります。

- ①本日の説明を受けて、協定について検討をお願いいたします。
  - ②「協定に関する意向調査」をメールにて提出をお願いします。
  - ③滋賀県から協定書を作成し、「第二種協定指定医療機関に係る指定申請書」とともに送付いたします。
  - ④協定書の内容確認をお願いします。
  - ⑤内容に問題なければ、「指定申請書」をメールにて提出（押印不要）をお願いします。
- ※1 指定申請書の提出をもって、協定の内容に合意いただいたものと見なします。
- ※2 協定書については、押印は不要です。
- ⑥滋賀県から「協定書」および「第二種協定指定医療機関の指定に係る通知」を送付いたします。
  - ⑦通知がお手元に届きましたら、「受領」した旨をメールにて連絡をお願いします。

以上で、お手続きは終了となります。

# お問い合わせ先

ご覧いただき、ありがとうございました。

医療措置協定について、ご不明点・ご意見等ございましたら、以下の担当へお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

## 【担当】

滋賀県健康医療福祉部健康危機管理課

<自宅療養者等の医療提供に関すること>

医療調整係 物部 立道

電話：077-528-1334

FAX：077-528-1335

メール：[coronataisaku8@pref.shiga.lg.jp](mailto:coronataisaku8@pref.shiga.lg.jp)

